

岩倉市ファミリー・サポート・センター実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置することにより、子育て支援の輪をつくり、保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりに資するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 センターの事務局（以下「事務局」という。）は、健康こども未来部こども家庭課内に置く。

(会員)

第3条 センターの会員は、育児の援助を行う者（以下「援助会員」という。）と、育児の援助を受ける者（以下「依頼会員」という。）で構成する。

2 援助会員は、岩倉市に在住し、20歳以上の健康な者とする。

3 依頼会員は、岩倉市に在住し、0歳児（生後43日以降）から小学生以下の児童（以下「児童」という。）を養育する者とする。

(援助の内容等)

第4条 援助会員は、次に掲げる援助を行う。

(1) 保育園、幼稚園、小学校、児童館等（以下「保育園等」という。）へ児童を送迎すること。

(2) 保育園等の始業時間前又は終業時間後に児童を預かること。

(3) 児童が軽度の傷病等の場合、臨時的及び突発的な事由により児童を預かること。

(4) その他依頼会員の育児のために必要な援助を行うこと。

2 援助を行う場所は、援助会員と依頼会員の合意により決定するものとし、援助会員又は依頼会員の自宅、児童館や子育て支援センター等、児童の安全が確保できる場所とする。

3 援助を行う時間は、原則として午前7時から午後8時までとする。

(事務局の業務)

第5条 事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1) 援助会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の募集、登録に関すること。

(2) 会員間で行う活動（以下「相互援助活動」という。）の調整等に関すること。

(3) 相互援助活動に係る補償保険に関すること。

(4) 会員を対象とする説明会等の開催に関すること。

(5) 広報に関すること。

(会員の責務)

第6条 会員は、相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。退会後も、また、同様とする。

2 依頼会員は、第4条第1項各号に定める援助以外要求することはできない。

(保険)

第7条 岩倉市は、相互援助活動中に生じた事故による損害賠償等に備えるため、補償保険に一括加入するものとする。

2 会員は、相互援助活動中に生じた事故については、当事者である会員間において、誠意をもって解決にあたるものとする。

(会員登録)

第8条 センターに入会しようとする者は、岩倉市ファミリー・サポート・センター入会申込書（援助会員用）（様式第1）、又は、岩倉市ファミリー・サポート・センター入会申込書（依頼会員用）（様式第2）を市長に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査し、適正と認めた場合は、岩倉市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第3）を交付するものとする。

(退会)

第9条 会員がセンターを退会しようとするときは、岩倉市ファミリー・サポート・センター退会届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(相互援助活動の実施方法)

第10条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、事務局に援助の依頼の申込みをするものとする。

2 事務局は、依頼会員から援助の申込みを受け付けた場合は、援助の内容、日時等を確認の上、援助依頼受付簿（様式第5）に記載をし、申込みの内容にふさわしいと認められる援助会員に連絡する。

3 援助会員は、援助実施後、活動の記録を援助活動記録簿（様式第6）に記入し、依頼会員の署名を受け、月ごとに市長に提出しなければならない。

(報酬等)

第11条 依頼会員は、別表に定める基準に従い、援助会員に報酬等を支払わなければならない。

2 報酬等の支払い方法は、依頼会員と援助会員が協議し定めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

報 酬 基 準 額 表

時 間	1 人当たりの単価	
月曜日～金曜日 午前 7 時～午後 8 時	1 時間当たり	700 円
月曜日～金曜日上記以外の時間	//	800 円
土曜・日曜・祝日及び年末年始	//	800 円

備考

- 1 援助時間が最初の 1 時間未満の場合は、1 時間当たりの時間とし、1 時間を超える場合、30 分以下の場合 30 分扱いとし半額にする。さらに 31 分以上 60 分以下は 1 時間当たりの金額とする。
- 2 取消し料については、下記のとおり援助会員に支払うこととする。
 - (1) 前日までの取消し料は、無料とする。
 - (2) 当日の取消し料は、基準により算定された報酬額の半額とする。
 - (3) 無断取消しについては、全額とする。
- 3 交通費について
児童の送迎等に伴い、援助会員に負担をかけた費用については、依頼会員が実費を支払う。
- 4 その他児童の食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は、依頼会員が用意する。

様式第1（第8条関係）

岩倉市ファミリー・サポート・センター入会申込書（援助会員用）

年 月 日

岩倉市長 様

氏名

下記のとおり岩倉市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
記

会員区分		援 助 会 員	
ふりがな 会員氏名		生 年 月 日 年 月 日	
住 所		〒482-	
電話番号		電話 () -	
緊急連絡先		電話 () -	
援助 できる 内容	曜 日	援助できる曜日に○をしてください 日 月 火 水 木 金 土	
	時 間	: ~ : (1日 時間)	
	車での 送 迎	可 (自動車任意保険の状況 加入 ・ 未加入) 不可	
備 考			

※下欄は記入しないでください。

入会日	年 月 日	(説明会参加状況)	会員No.
-----	-------	-----------	-------

退会日	年	月	
	日		

様式第2（第8条関係）

岩倉市ファミリー・サポート・センター入会申込書（依頼会員用）

年 月 日

岩倉市長 様

氏名

下記のとおり岩倉市ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
記

会員区分	依 頼 会 員				
ふりがな 会員氏名				生 年 月 日	
				年 月 日	
住 所	〒482-				
電話番号	電話（ ） —				
緊急連絡先	電話（ ） —				
援助の必要な 児童の状況	名 前	生年月日	年齢	性別	保育園等の名称
かかり付けの病院等	電話（ ） —				
備 考					

※下欄は記入しないでください。

入会日	年	月	（説明会参加状況）	会員No.
	日			

退会日	年	月	
	日		

様式第3（第8条関係）

（表）

岩倉市ファミリー・サポート・センター会員証			
会員番号	第	号	
氏名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、本ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。			
	年	月	日
岩倉市栄町一丁目 66 番地			
愛知県岩倉市長			

（裏）

注 意 事 項	
1	援助の依頼及び援助は事務局を通して行ってください。
2	援助を行ったときは、「援助活動記録簿」に記入し、依頼会員より確認印を受けてください。
3	相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはいけません。
4	その他相互援助活動の実施や報酬の授受については、実施要綱に従って行ってください。
5	相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、事務局は責任を負うものではありません。
6	相互援助活動中に事故が発生したときは、速やかに事務局へ連絡してください。
7	この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちに事務局に連絡してください。
8	この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
9	退会するときは、必ず会員証をお返してください。
10	この要綱に遵守されなかった場合は、会員の資格を取り消す場合があります。

様式第4（第9条関係）

岩倉市ファミリー・サポート・センター退会届

年 月 日

岩倉市長 様

住所

氏名

私、岩倉市ファミリー・サポート・センターに 依頼 ・ 援助 会員として入会しておりましたが、 のため退会します。

様式第6（第10条関係）

援 助 活 動 記 録 簿

- 1 援助実施日時 年 月 日（ ） : ~ :
- 2 依頼会員 会員番号 氏名
- 3 児童の氏名 （ 男 ・ 女 歳 月）
 生年月日 年 月 日生
- 4 援助の内容

時 間	活 動	児 童 の 様 子

（注）活動欄には、食事（ミルク）・おやつ：排泄：沐浴：あそび等を記入してください。

5 報酬等

報 酬 円（内訳） 円× 時間

交通費 円（実費内訳）

 円（自家用車代） km×30円

その他実費 円（ ）

合 計

年 月 日

上記のとおり報告します。また、上記の報酬等を領収しました。

会員番号

援助会員氏名

上記について確認しました。

会員番号

依頼会員氏名